

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (新)	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (旧)	旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	備 考
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第六条 2 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市町村長は、家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が二十人以上のものに限る。)であって、市町村長が<u>適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>一 <u>子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものに限る。)</u></p> <p>二 <u>法第六条の三第十二項及び第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であって、法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの。</u></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第六条 2 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>①:【内容】</p> <p>家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとするが、この場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、適当と認めるものを、連携協力を行う者として適切に確保しなければならないというもの。</p> <p>①:【対応】</p> <p>当該部分は前回の改正である平成30年4月27日の省令改正にて新設され、今回さらに追加されることとなった。平成30年第1回の当部会にて、「本市に存在する小規模保育事業A型及び事業所内保育事業については、従来の基準で連携施設を確保できており、確保が著しく困難な状況とはいえないため」という理由で本市条例を改正しない旨決定しており、今回の改正もそれに付随する内容のため改正は行わない。</p>
<p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第四十五条 (略)</p> <p>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、<u>法第六条の三第十二項第二号に規定する事業を行うものであって、市町村長が適当と認めるもの(附則第三条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第六条第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p>	<p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第四十五条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第46条 (略)</p>	<p>②:【内容】</p> <p>法第6条の3第12項第2号に規定する事業とは「満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業」であり、その場合は連携施設の確保をしなくてよいとするもの。</p> <p>②:【対応】</p> <p>本市に存在する小規模保育事業A型及び事業所内保育事業については、従来の基準で連携施設を確保できており、確保が著しく困難な状況とはいえないため、条例改正は行わない。ただし今後の状況の変化によっては、条例改正について、再度審議会に諮ることとする。</p>

①

②

<p>③</p> <p>附則 (連携施設に関する経過措置) 第三条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>附則 (連携施設に関する経過措置) 第三条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>附則 (連携施設に関する経過措置) 3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保を要しない。</p>	<p>③：【内容】 家庭的保育事業者等の連携施設に関する経過措置の期間を、5年から10年にするもの。 ③：【対応】 ②と同様の理由により、条例改正は行わない。ただし今後の状況の変化によっては、条例改正について、再度審議会に諮ることとする。</p>
---	---	--	---